

糸島農業協同組合の居宅介護支援サービスにかかる重要事項説明書

1. 事業者

糸島農業協同組合 (本店住所) 福岡県糸島市前原東2丁目7番1号

2. 事業の目的と運営方針

(目的)

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように、利用者の選択に基づき居宅サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行います。

(方針)

- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立にサービスを行います。
- 市町村、介護保険施設、居宅サービス事業者等との連携に努めます。

3. ご利用事業所

居宅介護支援	介護保険事業所番号	4073500086号
	住 所	福岡県糸島市浦志二丁目2-12
	管理者名	片山 美和子
	連絡電話番号	TEL 092-322-5185
	サービス提供地域	糸島市・福岡市西区

4. ご利用事業所の職員体制

職 種	人 員	職務内容
管 理 者	1名	指揮命令
居宅介護支援専門員	2名以上	介護計画の作成・変更

* 勤務体制は営業日、営業時間に同じ。

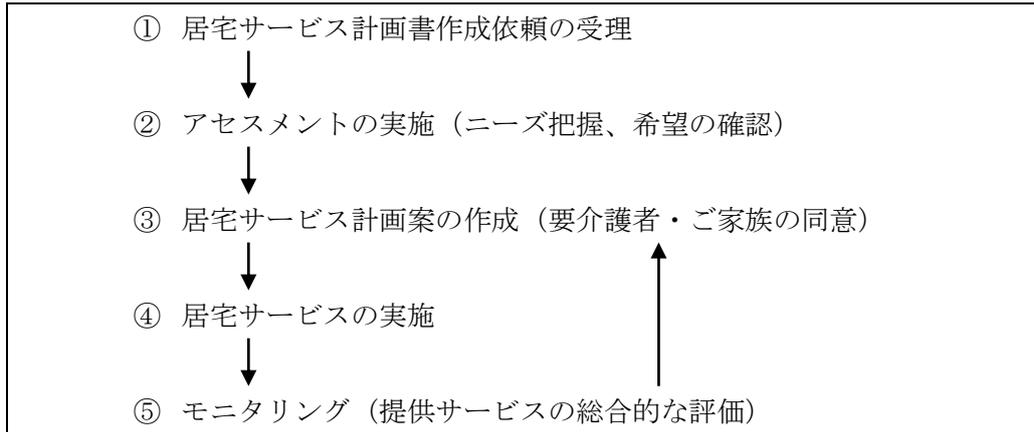
5. 営業日・営業時間

営業日は、年末年始(12/31~1/3)・日曜日を除く毎日です。営業時間は以下の通りです。

平 日	土曜日	祝 日
8:30 ~ 17:30	8:30 ~ 17:30	8:30 ~ 17:30

営業日、営業時間外においても、必要に応じて実施します。

6. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ



7. サービス利用料金等

(1) 利用料金等

- ① 要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。
- ② ただし、保険料の滞納等により、介護保険給付金が直接業者に支払われない場合、1ヶ月につき法令に定められた金額（10割負担）をいただきます。その場合は、当事業所が発行する証明書をもって、市町村の窓口に出向いただきますと、全額払戻を受けることができます。

(2) サービス提供地域外の場合の交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費は、その実費を徴収します。

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費 I i 1 11,316 円(1,086 単位)	居宅介護支援費 I ii 2 14,702 円(1,411 単位)
〃 45人以上の場合において、45人以上60人未満の部分	居宅介護支援費 I ii 1 5,668 円(544 単位)	居宅介護支援費 I ii 2 7,335 円(704 単位)
〃 45人以上の場合において、60人以上の部分	居宅介護支援費 I iii 1 3,396 円(326 単位)	居宅介護支援費 I iii 2 4,397 円(422 単位)

加算 (要介護区分なし)	加算額	内容・回数等
初回加算	3,126 円(300 単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合 ・要介護区分が2区分以上変更された場合

入院時情報連携加算 I	2,605 円(250 単位)	・入院先の医療機関に対し、入院した日に情報提供をした場合(I)
入院時情報連携加算 II	2,084 円(200 単位)	・入院先の医療機関に対し、入院後 3 日以内に情報提供をした場合(II)
退院・退所加算 I 1 (1 回連携) I 2 (2 回連携) ※カンファレンスへの参加なし	4,689 円(450 単位) 6,252 円(600 単位)	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い、居宅サービス計画書を作成した場合。(入院・入所期間中 2 回を限度)
退院・退所加算 II 1 (1 回連携) II 2 (2 回連携) III (3 回連携) ※カンファレンスへの参加あり	6,252 円(600 単位) 7,815 円(750 単位) 9,378 円(900 単位)	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い、カンファレンスにも参加し居宅サービス計画書を作成した場合。(入院・入所期間中 3 回を限度)
特定事業所加算 I	5,407 円(519 単位)	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること」や「主任 CM の配置」等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
特定事業所加算 II	4,386 円(421 単位)	
特定事業所加算 III	3,365 円(323 単位)	
特定事業所加算 A	1,187 円(114 単位)	
特定事業所医療介護連携加算	1,302 円(125 単位)	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること」等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084 円(200 単位)	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の調整をした場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,168 円(400 単位)	終末期の利用者に対し主治医の助言を得つつ、頻回な訪問により把握した情報を主治医や各事業所へ提供した場合
通院時情報連携加算	521 円(50 単位)	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、情報提供を行い、医師からの情報提供を受けた上で居宅サービスに記録した場合

8. 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所の相談窓口	担 当 野田 和男 ・ 片山 美和子 電 話 092-322-5185 (8:30~17:30)	
公共機関の相談窓口	糸島市役所 (介護保険担当課)	
	電話 092-323-1111	F A X 092-321-1139
	糸島市前原西1丁目1-1	
	さいとぴあ (福岡西区役所西部出張所)	
	電話 092-806-0004	F A X 092-806-6811
	福岡市西区西都2丁目1-1	
	国保連合会	
	電話 092-642-7813	F A X 092-642-7856
	福岡市博多区吉塚本町13-47	
	前原東地域包括支援センター	
	電話 092-321-0543	F A X 092-321-4543
	糸島市潤1丁目22-1	
	前原西地域包括支援センター (富の里)	
	電話 092-324-5600	F A X 092-324-5610
	糸島市富508-4	
	前原地域包括支援センター (マイネスハウス)	
	電話 092-329-1503	F A X 092-329-1504
	糸島市高上171	
	二丈地域包括支援センター	
	電話 092-325-2338	F A X 092-325-2348
糸島市二丈深江1293-1		
志摩地域包括支援センター (志摩園)		
電話 092-328-8020	F A X 092-328-2172	
糸島市志摩久家2527-2		

9. 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、市町・主治医、救急、ご家族等へ連絡をいたします。

主 治 医 (かかりつけ医)	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	
	連 絡 先	

10.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	野田 和男
-------------	-------

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5)指針の整備及び虐待防止委員会の設置・開催

11.サービス利用にあたっての留意事項

(1)利用者及び利用者の家族等の禁止行為

①職員に対する身体的暴力

(例：物を投げつける・蹴る・唾を吐く等)

②職員に対する精神的暴力

(例：大声を発する・怒鳴る・理不尽なサービスを要求する等)

③職員に対するセクシャルハラスメント

(例：手や腕を触る・抱きしめる・性的な嫌がらせ等)

(2)サービス契約の終了

利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対してサービスを提供することが著しく困難になったとき。

12.守秘義務

(1)事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危機ある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

(2)前項に関わらず、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

13.サービス提供の記録等

(1)事業者は、提供した居宅介護支援サービスの内容に関する記録を行うとともに、その完結の日から5年間保管いたします。

(2)利用者もしくは、その代理人は、いつでも前項の記録の閲覧・複写を求められます。

14.提供するサービスの第三者評価の実施状況

【実施済みの場合】

- ・実施年月日 年 月 日
- ・実施評価機関の名称 ()
- ・評価結果の開示状況 ()

【未実施の場合】

- ・未実施